

平成31年駒ヶ根市教育委員会 第2回定例会 会議録

1. 告示年月日 平成31年2月15日（金曜日）
2. 開催年月日 平成31年2月26日（火曜日）
3. 開催場所 駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室
4. 開会時刻 午後2時00分
5. 閉会時刻 午後3時35分
6. 議題
 - 審議案件
 - 議案第1号 中沢公民館長の任命について
 - 議案第2号 駒ヶ根市東伊那農村公園施設条例等の一部を改正する条例について
 - 議案第3号 平成31年度予算概要について
 - 議案第4号 駒ヶ根市立小・中学校文書管理規程の一部改正について
 - 協議事項
 - なし
 - 報告事項
 - (1) 行事共催等承認申請の専決処分について
 - その他
 - (1) 平成31年度教育委員会定例会等の開催日程について
 - (2) 校長の離任と着任における教育委員の任務について
7. 出席者
 - 教 育 長 本 多 俊 夫
 - 教育長職務代理者 下 島 公 平
 - 委 員 福 澤 惣 一
 - 委 員 唐 澤 浩
- 委員以外で会議に出席した者
 - 北澤教育次長、小出社会教育課長、吉澤学校教育係長、小松教育総務係
- 傍聴者：0人（うち報道機関 0人）

8 会議の顛末

1) 開会宣言 本多教育長（午後2時00分）

2) 教育長報告

○本多教育長より、教育長報告資料により報告等がされた。

改めまして、こんにちは（一同「こんにちは」）

ただいまから、平成31年駒ヶ根市教育委員会第2回定例会を始めます。よろしくお願ひします。本日、氣賀澤委員さん欠席ということでございますが、よろしくお願ひいたします。

教育長報告ということでお願ひいたします。

先ほど来、「やあ暖かくなつたなあ」とか「もう春がすぐそこだなあ」というようなことで話が出てはいるのですが、私は今しがた、東伊那小学校にネパール給食をいただきに行ってきました。1年生のところへ入ってくださいということで、久しぶりに1年生を目にして、非常に楽しい思いをさせていただきました。子ども用の甘いカレー、それに冷野菜というんですか、ゴマ和えしたような大根とニンジンと何かの野菜と、それとジャガイモです。それを、北原照美さんが「できるだけ一緒に混ぜて食べてください」と、「みんな知っているかい」と言ったら、知らなくて、先生方も知らなかったようで、ちょっと混ぜて食べてみたら「もう食べちゃった」とか言いながら元気よく食べていました。いいところを見せてもらったのが、たまたま前から2列目の女の子が「あ、こぼしちゃった」と、ジャバツと牛乳を下へまで垂らしてこぼしてしまったのを、周りの子が黙って掃除してくれるんだよね。1年生が1年間たつと、あんなにお互いを見合う、助け合う姿が見られて、とてもうれしい思いでその場にいらさせていただきました。本当にきれいになるまで、最後まで子どもたちはやっていたけれども、いい姿だなあと思った次第であります。

今のネパールの続きであります。2月11日にネパールの派遣団の帰国報告会がございました。委員さんの中にも出ていただいた方もいらして、もうご承知かと思ひますけれども、簡単に言いますと、出発前の中学生と戻ってきたときの発表のときの顔つきが全く違っていたということが私の第一印象であります。子どもたちの感想の中に「日本はきれいだけど、豊かで見えにくくなっていることがあるんじゃないか」とか、「異国の文化をじっくりと見て母国の生活を見つめ直す機会になった」というような感性の鋭い中学生が行ったからこそだなあ、そんな感想を持ちました。ぜひ、これからの生活に期待したいものだなあ、行ってきた自分の経験を広めてもらいたいなあというふうにお願ひしました。

次に、ちょっと禅の言葉を知ったかぶりして書いてしまいましたけれども、「任運自在（にんうんじざい）」という考え方があるようであります。自分と自分の周りの状況があるがままに受け入れると、これ、なかなか言葉で言うと簡単ですけども、難しく、絶対的な受容する、受け入れる、その生き方を「任運自在」というんだと。でも、我々は自我意識にとらわれていると、いい悪いという判断しかなないので、なかなかそういうふうにはならないけれども、そういう気持ちは大事だぞということで、ちょっと勉強をしたところあります。

最後でございますが、「ちょっと立ち止まって」というところに、内から育つということで、以前にもお話ししましたが、紀平選手の話をしてしました。世界一になった大坂ナオミのコーチの話をごに載せておきましたけれども、紀平選手のときにもお話ししましたが、若い人たちに調整力というものがついてきているなというふうにお願ひします。これはまさに内から育つ具体的な姿ではないかなあというふうにお願ひします。紀平選手がグランプリファイナルのときに、最初から失敗したけど

立て直したという話を前にいたしました。この間、4大陸の選手権のときには、練習で左手の薬指を捻挫というか、強い打撲をして、じゃあ、その後どんなふうに滑るかということになるとぱっと切りかえて、けがをしながらかがをしたなりの調整をできたということで、本物だなという感じがいたしました。あるべきと言いますか、進むべき内から育つ姿が、あんなに若い16歳の子が実際に見せてくれているなということで、いい目標になるのかなあと、そんな思いをしたところでもあります。

以上です。

よろしく願いいたします。

それでは、事業報告及び事業計画、お願いいたします。

3) 事業報告及び事業計画

○北澤教育次長より、事業報告及び事業計画資料について説明がされた。

〈質疑・意見等なし〉

○本多教育長 これから審議案件に入りますけれども、ちょっと順番を変えさせていただいて、議案の第4号 駒ヶ根市立小・中学校文書管理規程の一部改正について先にやらせていただきたいと思います。お願いします。

4) 審議案件

(4) 駒ヶ根市立小・中学校文書管理規程の一部改正について

○吉澤学校教育係長から、駒ヶ根市立小・中学校文書管理規程の一部改正について説明がされた。

〈説明の要旨〉

別冊の議案第4号をごらんください。

駒ヶ根市立小・中学校文書管理規程の一部を改正ということで、こちらは、小中学校において文書の管理、それから処理等について定められたものになっております。

昭和54年に施行されて以降、改正することなく現在に至っておりまして、電子的記録等の取り扱い等の記載がないということで、時代に即していないということ、それから、長い年月がたってくる中で、実際の学校現場における処理とのずれが出てきているということがありまして、学校の事務の先生等のご意見をいただきながら、実態に即したのものになるように一部改正するということでございます。

大きなところですけども、今申し上げましたように電子記録に関する内容を追加したところ、それから、各種様式等について定義したところ、また、文書分類基準表の内容の見直しをかけまして、改めて明記をさせていただいたという内容になっております。

こちらにつきましては平成31年4月1日から施行をしていきたいと考えております。

新旧対照表の方で説明をさせていただきますので、15ページをご覧ください。

左側が改正前、それから右側が改正後です。大きく追加した部分ですとか削除をした部分を中心に説明をさせていただきますので、お願いいたします。

まず、改正後の右側の欄の用語の定義第2条です。「この規程において、文書とは、文書、図面

及び電磁的記録（電子的方式、磁気式方式、その他人の近くによっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をいう。」という部分ですけれども、こちらの用語の定義を新たに追加させていただきました。パソコン上に保存された電子データについても文書という扱いをして、これにのっとって処理をしていくというところで明記いたします。

改正後の第3条、第4条のところですが、字句の修正等をさせていただきます。「文書取扱い主任」という言い方だったものを「文書主任」、それから「文書取扱者」という言い方を条例の法則にのっとって「い」を削除させていただいて「文書取扱者」というような字句の修正を行わせていただいた部分でございます。

次に16ページをお願いいたします。

右側の改正後の第5条 文書分類表ですが、現状に即したものに一部修正を加え、併せて規定に明記したということで、1条付け加えさせていただいております。

それから、改正後の第6条ですが、到着文書の処理ということで、それぞれ收受印ですとか、受付回議印、それから文書収発簿等、様式を定義し、明記させていただきます。

第6条の2項ですが、「ファクシミリ又は電子メールシステムを使用して受信した文書は、紙に出力し、前項の規定により收受の処理を行うものとする。ただし、校長がその処理が不要であると認める文書については、この限りではない。」ということで、これまで、ファクシミリ、それから電子メール等での文書についての処理方法が明記されておりましたので、そちらを整備する項目になっております。

次の17ページの左側の改正前をご覧ください。「勤務時間外に到着した文書は、当直者又は用務員がこれを收受し、文書取扱い主任に引継ぐものとする。ただし、緊急を要する文書は、直ちに校長又は定められた職員に連絡するものとする。」とございますが、現状は当直者もおられませんし、用務員につきましても学校に常時待機してはおりませんので、実態に即しておらないということで、こちらのほうは削除をさせていただきました。

改正後の右側の欄の第4項と第5項ですが、郵便料金の未納または不足した場合の文書ですとか、学校で收受すべきでない文書が来た場合についての処理方法について追加させていただいております。

それから、18ページをお願いいたします。

改正後の第12条 電話等による照会等という部分ですが、口頭電話記録用紙という様式第5号を定義し、確実に処理ができるように、若干内容を変えて記載させていただいた部分でございます。

第13条につきましては、決裁回議印の様式第6号を定義したところでございます。

それから、20ページをお願いいたします。改正後の第22条 文書の保存というところですが、保存年限につきましては、(1)番は永年なんですが、永年保存、10年保存、5年保存、3年保存、1年保存ということで、その部分は変わりありませんが、右側の説明文のほうを簡略化させていただいております。

併せまして、22条の第3項の部分を追加しました。これまで永年保存に該当する文書につきましては、そのままずっと保存しておくというような取り扱いがされていたわけですが、
「永年保存における文書の保存期間には、その重要度、利用度等を勘案して、駒ヶ根市教育委員会に協議し、校長が設定するものとする。」ということで、重要度、利用度等を鑑みて必要がない

と判断したものについては廃棄の作業をできるようにしました。

それから、改正後の第23条 保存の方法ですけれども、こちらについては、現状に合った処理の方法、保存方法について記載をさせていただいて統一を図っていくというものでございます。

それから、21ページをご覧ください。

一番上の部分ですけれども、こちらの4号の方を追加させていただきました。先ほどの文書のうち電磁的記録、パソコン等に保存されているものにつきましても「年度ごと、暦年ごと所定の保存を行うものとする。保存年限については文書分類表に従うこと」というところを記載させていただいて、明確にさせていただきました。

それから、改正後の第25条 文書の閲覧及び貸出しの部分ですけれども、第3項の部分で「貸し出しを受けた文書については、使用後速やかに元の位置に返却するものとする。」というところを加え、現場において徹底をしていきたいというものでございます。

それから、第27条の保存文書の廃棄ですけれども、こちらについても文書保存台帳という様式第7号を明確に定義し、適切な運用で廃棄の段取りをしていくというところを明記させていただきました。

22ページからは、これまで説明をさせていただいた中で出てきた別表ですが、文書分類基準表というところ、これに基づいて各学校では文書を処理しておりまして、どの学校でも同じように文書の処理が行われるようになっております。

27ページ以降ですけれども、説明の中で出てきた様式を、これまで定義されておりましたが、どの学校でも同じような処理が行えるように、それから担当者が変わったところでも同じ処理ができるようにということで、明記をさせていただいて適用を図っていきたいということで、こちらのほうを追加させていただいた部分です。

こちらの規程につきましては、教育委員会の規程ということでございますので、今回の定例の教育委員会で審議、承認をさせていただいた後、教育長決裁を受けて、教育委員会の名前で告示をしていくというような段取りをとってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

〈質疑・意見等の概要〉

○福澤委員より、文書の保管場所や管理方法は決まっているのかとの質問がなされた。

○これについて、吉澤学校教育係長から、保存箱によって各学校の定められた場所で保存・管理していますとの回答がなされた。

○下島教育長職務代理者より、20ページの改正後、第22条、新規の3項で「永年保存における文書の保存期間」とあるが、永年保存といえば、保存期間も何も“永年”保存という意味ではないのかとの質問がなされた。

○これについて、吉澤学校教育係長より、ある程度のところで本当に必要なのかどうかを判断し、必要でない判断されたものについては保存期限を設定して処理をしていきたいとの回答がなされた。

○本多教育長が諮り承認

○本多教育長 続きまして、7番のその他の(2)を先にお願ひしたいと思ひます。校長の離任と着任における教育委員の任務について、お願ひします。

7) その他

(2) 校長の離任と着任における教育委員の任務について

○吉澤学校教育係長から、校長の離任と着任における教育委員の任務について説明がされた。

〈説明の要旨〉

卒業式における校長の離任・退任と、入学式における着任において、当日の教育委員の任務について、2月に行われた校長会で確認された事項について確認がされた。

○本多教育長が諮り、式の当日における教育委員の任務について確認された。

○本多教育長 ありがとうございます。それでは、審議案件のほうに戻りまして順番どおり進めたいと思います。

4) 審議案件

(1) 中沢公民館長の任命について

○小出社会教育課長から、説明がされた。

〈説明の要旨〉

それでは、資料の5ページ、議案第1号をお願いしたいと思います。

中沢公民館長の任命でございますけれども、現在の久保田館長さん、平成28年4月1日からこの31年の3月31日までということで3年間の任期が満了いたします。したがって、今回、中沢公民館長の久保田之義さんをもう3年間で任期としまして2019年4月1日から2022年3月31日まで任期を延長していただくものでございます。任命年月日については2019年4月1日ということですのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

〈質疑・意見等なし〉

○本多教育長が諮り承認

(2) 駒ヶ根市東伊那農村公園施設条例等の一部を改正する条例について

○小出社会教育課長から、説明がされた。

〈説明の要旨〉

議案第2号の8ページ9ページからが教育委員会に該当する部分でございます。第10条の駒ヶ根市文化会館条例、それから次のページの9ページの第11条の駒ヶ根市勤労青少年ホーム条例、それから、その下の12条の女性ふれあい館条例、13条の体育施設条例の4つが該当してることになります。

11ページ、ここに改正の趣旨がございますけれども、今回、消費税率および地方消費税率の引き上げに伴いまして、施設等の使用料、利用料等の額を改めるとともに、条文の整備を行うものでございます。

消費税につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うために消費税法の一部を改正する等の法律によりまして本年10月1日から2%引き上げられることとなっております。

この消費税の引き上げについては、社会保障費の安定財源の確保等を図るためのものである一

方で、当市の予算の歳出経費の全般にわたり影響するというところでございます。したがって、公の施設の使用料や利用料等につきましても市民の皆さんのスポーツ・文化振興等に配慮しながら適正な転嫁が必要になってくるという内容でございます。

そこで、今回、先ほど言った4つの施設で教育委員会の関係する部分が(2)番の④でございます。④に「体育館等施設使用料等のうち、消費税2%引き上げ分が100円を超える使用料等」について改定をするということでございまして、これについては、先ほど来申し上げているとおり、体育館や文化会館などの施設使用料について、100円を超える使用料、比較的今の単価の高い使用料について100円単位で改定するというところで、100円以下のものについては上げないような形になっております。

そこで、改正の概要が2番にありますけど、10番の文化会館条例、ホール、リハーサル室、ホワイエ、展示室、それから11番の勤労青少年ホーム条例、軽運動室、女性ふれあい館条例の軽運動室、この2つの施設は同じもの、今の文化会館の小ホールという同じ建物の中で、たまたま条例の関係で、勤青ホーム、今、勤青ホームのほうは35歳という枠が撤廃されてしまったので、もうほとんどフラットなんですけど、同じものをいっております。それから13番の体育施設条例では市民体育館の利用料金、アリーナのほうの大、それから、その下の南割公園のアルプス球場の使用料ということで2%上げて100円以上になったものについて上げていくというところでございます。

〈質疑・意見等なし〉

○本多教育長が諮り承認

(3) 平成31年度予算概要について

○北澤教育次長から、説明がされた。

子ども課長が議会の関係の対応で外しておりますので、私のほうで説明いたします。

定例会議案の12ページからご覧ください。予算のメニュー版といいまして、毎年こういう形でお示ししているものでありますが、要点だけ説明をさせていただきます。

12ページは学力向上等でございます。

①番～④番と⑤番までは継続であります。①番については、教科指導の強化ということで、英語の教育コーディネーター、ALTと兼務ですが1名、また継続していくということで3名体制のALTになる形であります。

あと、不登校児童・生徒の居場所づくり、標準学力調査、集団適用調査Q-Uですけれども、継続してやっていく予定であります。

標準学力については、今年から、31年度から中学3年生のときにしています。平成30年度までは小学校2年からやっておりましたが、見直しを行いました。

変わったところでは、⑥番で空調設備でありますけれども、本年度補正をさせていただいて5億9,000万円余ということです。幼稚園も併せてやっていく形であります。

また、⑦のICT教育のための環境整備では、小中学校のパソコン教室についてタブレット化をしていくということで機器の更新を予定しています。

また、大型提示装置の整備ですが、市内の中学校3年生の普通教室から順次実施していくもので、電子黒板にプロジェクターが加わったものや、ここに手書きのものが入るような形で、内容

については現場の意見を聞きながら確認をしていければと思っています。

続きまして13ページをご覧ください。

学校、家庭、地域社会との連携ですけれども、①番～④番は継続であります。

④番のコミュニティ・スクールの部分では、小学校5校はコミュニティ・スクールを担っておりますので、東中学校、赤穂中学校について特色ある学校づくり事業の中で配分をして、準備校ということで対応していきたいと思っています。

食育については継続でございます。

14ページをごらんください。幼児教育の推進の部分であります。

1番は体力向上・自然体験の推進ということで、継続でやっていく形であります。

2の特色ある園づくりの部分で、保育料の軽減は継続してもちろんやっていきますが、②番の幼児教育の無償化の部分が新規で出てきております。3歳から5歳までの全ての子どもおよび0～2歳で住民税非課税の世帯について無償化ということでありますけれども、国の制度がまだ固まっていない部分がございます、これは新年度の予算では対応しなくて、固まり次第補正をということで予定しておりますので、国の動向に注視していきたいというふうに考えています。

15ページをご覧ください。

③番で公立保育園・幼稚園の運営につきましては拡充という形になっております。4つ目の丸で未満児の入所数が12名増えておまして、2歳児は特に、平成30年で36名が平成31年は102名ということで、それに対応する職員数が増えているところであります。

その下の1つ飛ばしてエアコンの導入ということで、保育園についてはリースで予定しております。600万円のリース料になっております。

④番⑤番については引き続きの部分でありますのでご確認いただければと思います。

続きまして16ページですが、子ども交流センター、児童館子どもクラブの運営であります。

その下の表にありますように平成30年12月現在で利用者数が約174.2人ということで、非常に数が増えてきている状況であります。

また、16ページの一番下の⑤番ですけれども、子ども・子育て会議を開催して、主に、子ども子育て支援事業計画という5年に一遍のものがあまして、その内容を確認し、新しいものにしていくということでございます。現在、関係する小学校と保育園、保育園入園前のお子さんたちの世代にアンケートをとり集計している状況で、それを反映していくということです。

17ページをご覧ください。こちらは相談業務の関係になります。

①番が家庭児童相談、虐待とかそういったものの相談業務で、その横が教育相談員ということであります。

右下に、最近、児童虐待のことが多くなってきているという報道がありますので、そういった種類の記載がされておりますので、後でご確認ください。

続きまして18ページですが、②番の駒ヶ根子育て10か条についてです。10か条は19年に策定されて、本年で11年目を経過しておりますので、内容等の通信機器類、スマホとか、そういった部分とか、いろんな形態も変わってきておりますので、ここで見直しをしていきたいということで、子ども・子育て会議等、子育てサークル等も含めまして議論していければと考えています。

19ページをご覧ください。

19ページは安心して産み育てることができる環境づくりということであります。

①番から④番までありますが、継続の部分がほとんどであります。③番の産後ケアの充実に母乳相談事業というのがありまして、マッサージ券とか母乳の治療いただいた部分に補助するものであります。2,000円券を3枚であったものを5枚にして、そういった母乳相談等の事業の拡大、また、出産後の健診の受診表について、出生後間もない時期に精神的に不安定になりやすいということで、今までは受診は自費でされていたんですけども、そういったものを公費で補助していこうということで、それが新規で出ております。これは、虐待予防とか、そういった部分でございます。

④番については、ほほえみ支援、不妊の方の支援ということで予定をしております。継続でございます。

20ページについては乳幼児の発達に対しての支援ということで①番から⑤番までありますが、継続であります。

③番については、発達に偏りを持つ子どもさんの早期発見、早期療育ということで、児童発達支援事業、つくし園のことも記載があります。つくし園は、今現在、地域交流センター（赤穂公民館）と併せて建築を始めておりますが、平成30年度は移転の準備ということで備品等を整え準備をしていければというふうに考えています。

子ども課の部分について変わってきた部分を中心に説明をいたしました。

あと、ここには記載がありませんけれども、子どもさんの奨学金について議論されてきてまして、特に大学に進学されてからの負担が厳しいということです。大学のほうも給付型の部分とか貸与型の部分も国の制度が非常に充実してきてまして、ただ、借りて返すのが非常に大変だということがあります。そんな中で、地域定着奨学生支援事業というのを始めまして、これは企画振興課のほうの予算になりますけれども、戻ってきたときに補助をするというような制度であります。こういった奨学金の返還の負担を減らして、なおかつ地元に戻ってきていただきたいというような流れの制度を予定しております。

こういったことで今度の議会に提案をしておりますので、承知をしていただければと思います。

○続いて、小出社会教育課長から説明がされた。

引き続き、21ページをご覧くださいと思います。

初めに生涯学習の支援と推進体制の整備でございます。

生涯学習の支援のほうでは、引き続きアルプスふれあいキャンプの実施をしていきたいと考えております。

また、公民館の管理運営事業では、こちら継続で、3公民館での共同事業の実施等を計画しているところでございます。

22ページのほうの学習施設の整備でございます。

①番でございます地域交流センターの整備事業については、平成31年度14億1,600万円ほど予算計上しております。この1月に、教育委員の皆様にも御出席いただきましたが、起工式が終わりまして、今のところ、この冬、比較的雪が少なく、順調に今のところ工事も進んでいる状況です。来年の3月完成をめどに工事のほうが進むとともに、先ほど冒頭、次長からの日程報告にもございましたけれど、今現在、赤穂公民館では、公民館利用者団体の皆様、また文化センター

の勤青ホームの利用者団体の皆さん等からご意見をお聞きしながら、どういった運営体制にしていくことが一番効率的なのかということ、調整をして進めているところでございます。早ければ、この7月、夏ごろまでには体制のほうをどういうふうな形にするかということ、を明確にしながら進めてまいりたいと考えておりますので、また、順次、状況がまとまってきましたらご説明させていただきたいと思っております。

それから、2番のふるさとの丘でございますけれども、引き続き指定管理で維持管理をしていただきたいと思います。

それから、十二天の森に関しては、ほぼ全体の園内の整備が完了してきておりますので、あとは子どもたちを中心とした活用等を有効的に行うように考えていきたいと思っております。

続いて23ページをお開きいただきたいと思います。

文化財の保存と活用の推進でございます。

竹村家の管理運営、こちらもシルバー人材のほうに指定管理を行う予定でおります。

また、文化財の保存については、今現在、ここへ来て結構、新たな文化財の指定をしてきておりますけれども、この3月、来月の中旬にまた文化財審議会を行う計画がございますので、そちらで新たな指定等の題材があるかどうかの議論等も、進めてまいりたいと思っております。

それから、光前寺庭園整備活用委員会も随時開催しております、こちらも第1期の活用計画のほうが多めに入ってきておりますので、ここあと残り2カ月で、ほぼ第1段階の整備が終了する予定になっております。

それから24ページでございます。

文化芸術活動の推進ですが、総合文化会館の運営を引き続き行ってまいります。

管理運営事業では、特に施設の大型事業としますと、図書館、博物館の空調更新の工事等を行います。こちらは、地域交流センター（赤穂公民館）の敷地内に図書館と博物館のクーリングタワー（空調機能）があったんですけど、そちらが地域交流センター（赤穂公民館）の建設に伴って取り壊しをしなければならなくなったために、クーリングタワーを更新する工事ということで、3,200万円ほど計上してございます。

それから、図書館の管理事業についてもご覧のとおりでございます。

博物館のほうも、ジュニア駒展がだんだんと定着してきており、第4回の開催を駒展とともに実施していきたいと思っております。

それから、②番の文化芸術振興事業については、引き続きエル・システム事業の音楽祭等の開催と、あと、文化芸術振興懇話会のほうも引き続き継続して行ってまいります。

25ページでございます。

スポーツ推進の関係でございますが、第7回の信州駒ヶ根ハーフマラソンの開催が予定されております。本日の夜、第1回の実行委員会が計画されております。開催日については、ことしの9月29日です。RUNNETにおけますハーフマラソンの部の評価も昨年に引き続き全国で2位の評価をいただいて、2年連続2位という形でいただいております。昨年の方は非常に雨が降ったりして開催の判断が難しかったわけですけど、それにもかかわらず好評でございましたので、今後、第7回も成功に向けて市民全体で取り組んでいくような形を構築していきたいと考えております。

それから、②番のかけっこ検定も随時計画をして行っていくつもりでおります。

それから26ページでございますけれど、青少年の健全育成事業ということで、ジュニアリーダーの研修会を行ってまいります。

また、委員さんたちにご出席いただく成人式についても8月15日を予定しております。

青少年の育成センター事業も活動支援をしていきながら計画してまいりたいと思っております。社会教育課の関係、以上でございます。

〈質疑・意見等の概要〉

○唐澤委員から、13ページの上段の①②③で320万円ということなのか、また、学校支援ボランティアは有償なのかとの質問がなされた。

○これについて、北澤教育次長から、①の学校支援ボランティアだけで320万円ということです。学校支援ボランティアは有償で、1,000円の方と700円の方でやっておりますとの回答がなされた。

○唐澤委員から、17ページの子どもに対する相談体制に関して、相談員による相談業務は平均すると1日3～4件ぐらいあるということなのか、また、現在、駒ヶ根市の中で虐待など特別な事案はあるのかとの質問がなされた。

○これについて、北澤教育次長から、電話相談や同じ人で同じ日に何回も相談される方もいるために相談件数が多いに出ています。養育不足や虐待相談は通常にあり、場合によっては児相に入っただいて、必要であれば警察も入っただいていて、通常の中でできていると思いますとの回答がなされた。

○本多教育長が諮り承認

5) 協議事項

なし

6) 報告事項

(1) 行事共催等承認申請の専決処分について

○小松教育総務係から、前回以降、専決処分承認をした13件の行事共催等承認申請について報告がされた。

〈質疑・意見等の概要〉

○唐澤委員から、166番の家庭倫理の会南信州はどういう会なのかとの質問がなされた。

○小松教育総務係から、南信州のほうで活動されている会で、家庭の問題などに対して無報酬で講演会を開くという団体活動をしている団体ですとの回答がなされた。

○続いて本多教育長から、この辺の大手の企業や中小企業もみんな入っているようなところですけど、人の道も含めて、身近なこと、あいさつ、掃除、いろんな関係でこんなふうにしていくのがいいのではないかというようなことを、中央の方、あるいは有名な倫理に徹しているような方々を呼んだりして講演したりとか、実践発表をしたりしている、そんなような会です。家庭倫理の会という全国規模のもので、ここら辺は南信州ですとの回答がなされた。

7) 報告事項

(1) 平成31年度教育委員会定例会等の開催日程について

○北澤教育次長から、平成31年度の定例教育委員会と臨時会の開催日程の案について説明がなされた。

基本的には第4火曜日で予定をしたんですけども、上伊那市町村教委連絡会長がダブってきまして、例えば4月22日あたりは、本当はもう少し後ろなんですけれども、ことしは連休が重なってきたりするので、22日にやらせていただいて、また後で話が出ますが26日に総合教育会議の第1回目を予定したいということで考えております。あとは、通常火曜日できております。6月と9月が上伊那の市町村教委の関係で1週間くらい早くなっているかもしれません。特に何もなければこの方向でいきたいなということで、また何かありましたら事務局のほうへ連絡いただければと思います。

あわせて、2019年度、平成31年度の教育委員会関連の会議等というものをご覧ください。総合教育会議が4月、7月、11月ということで、4月26日は、今のところ午後3時からを予定しております。総合教育会議の内容ですが、教育大綱というか教育基本計画というのをつくってありまして、それが5年目の最後の年になるので、見直しをして次の5年間につなげていきたいと思っております。

あと、教育委員会関連の部分については、ごらんとおりであります。

一番下から2番目の上伊那市町村教委の連絡協議会は、ことしは中川村が総会とか研修会の当番で、7月2日の予定のようですので、よろしくをお願いします。

○下島教育長職務代理者 1点よろしいでしょうか。報告になりますが、2月13日に長野での第3回代議員会へ出席をさせていただきました。その中で、働き方改革について、特に教職員の勤務時間外の留守電の設定、例えば下校時1時間後から始業時間30分前までの時間帯を云々というような県の方針が出ているようではありますが、まだこれからの検討ということでありまして、その7月の会議までに各教育委員会で検討をしてきてほしいというような話がありました。留守電の設定をどういふふうに見極めていくかということですね。できれば県下統一をしたいという意向のようであります。

○本多教育長 ありがとうございます。下島さんが代議員会へ行ったら、報告をまたこういうふうにしていただけたときがあると思いますので、事務局のほうで、代議員会報告とか、特にならないうでいいので、入れてもらうようにお願いします。

8) 閉会宣言 本多教育長 (午後3時35分)